

議案第54号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年4月25日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

1 無償譲渡する財産の内容

施設の名称	共同浴場(菩薩の湯)
建 物	
所 在	東伯郡三朝町大字三朝910番地7
構 造	鉄筋コンクリート平屋建て
床面積	161.72㎡
建物に附帯する設備	一式

2 無償譲渡する相手方

所 在	東伯郡三朝町大字山田197番地1
名 称	特定非営利法人 NPOみささ温泉
	理事長 新 藤 祐 一

3 無償譲渡の理由

本施設は、三朝温泉街の魅力向上と地域住民の温泉浴用施設として、財団法人三朝町福祉事業団が昭和52年に建設し、運営してきました。しかし、本年3月31日をもって当財団法人が解散し、本施設が三朝町へ寄附されたことに伴い、施設の運営等検討した結果、施設の設置目的及び三朝温泉街の活性化等勘案し、三朝温泉街の空き店舗の有効活用等温泉街の活性化事業を目的とする特定非営利法人NPOみささ温泉へ本施設を無償で譲渡することで、三朝温泉街の振興に資することとしたい。